

久喜市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 久喜市手数料条例(平成22年久喜市条例第68号)の一部を次のように改正する。

別表第2第1項中「第79項金額の欄ア」を「第81項金額の欄ア」に、「第85項金額の欄ア」を「第87項金額の欄ア」に改め、同表中第98項を第100項とし、第90項から第97項までを2項ずつ繰り下げ、同表第89項事務の種別の欄中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改め、同項金額の欄ア中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同項を同表第91項とし、同表第88項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同項を同表第90項とし、同表第87項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「第85項金額の欄ア」を「第87項金額の欄ア」に、「第85項金額の欄イ」を「第87項金額の欄イ」に改め、同項を同表第89項とし、同表第86項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「第84項金額の欄」を「第86項金額の欄」に改め、同項を同表第88項とし、同表第85項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同項を同表第87項とし、同表第84項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「第86項ア(イ)」を「第88項ア(イ)」に改め、同項を同表第86項とし、同表第83項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「第89項」を「第91項」に改め、同項を同表第85項とし、同表第82項を同表第84項とし、同表第81項中「第79項金額の欄ア」を「第81項金額の欄ア」に、「第79項金額の欄イ」を「第81項金額の欄イ」に改め、同項を同表第83項とし、同表第75項から第80項までを2項ずつ繰り下げ、同表第74項中「第72項金額の欄ア」を「第74項金額の欄ア」に、「第72項金額の欄イ」を「第74項金額の欄イ」に改め、同項を同表第76項とし、同表中第73項を第75項とし、第72項を第74項とし、同表第71項中「第73項」を「第75項」に、「第74項」を「第76項」に改め、同項を同表第73項とし、同表第70項中「(昭和25年政令第338号)」を削り、同項を同表第72項とし、同表第69項の次に次の2項を加える。

70	建築基準法施行令(昭和25年政	既存建築物の大規模修繕等に対	27,000円
----	-----------------	----------------	---------

	令第338号)第137条の12第6項の規定に基づく既存建築物の大規模修繕等の認定の申請に対する審査	する敷地と道路との関係の建築制限の緩和に係る認定申請手数料	
71	建築基準法施行令第137条の12第7項の規定に基づく既存建築物の大規模修繕等の認定の申請に対する審査	既存建築物の大規模修繕等に対する道路内における建築制限の緩和に係る認定申請手数料	27,000円

第2条 久喜市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第2第84項金額の欄ア(イ) a中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項第2号の規定により設計一次エネルギー消費量を算出した建築物」を「市長が別に定める建築物」に改め、「並びに第88項ア(イ)、イ(イ)及びウ(イ)」を削り、同表第88項金額の欄ア(イ) a中「床面積の合計」の次に「(市長が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。bからdまで、イ(イ)及びウ(イ)において同じ。)」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。